

平成 2 5 年

鹿児島県の給与と労働時間

—毎月勤労統計調査地方調査結果—

—毎月勤労統計調査特別調査結果—



平成 2 7 年 2 月

鹿児島県企画部統計課

はじめに

毎月勤労統計調査(統計法に基づく基幹統計調査)は、常用労働者の賃金、労働時間及び雇用について毎月の変動を明らかにすることを目的としており、厚生労働省が各都道府県を通して実施しています。

この調査で得られる結果は、国の経済政策や労働政策などの基礎資料として利用されるほか、雇用保険や労災保険の給付金改定の際の算定基礎として、また民間企業の賃金改定の際の基礎資料等としても広く利用されています。

本県においては、県内の事業所規模5人以上の事業所を対象とした調査を実施し、その調査結果を「毎月勤労統計調査地方調査月報」として毎月公表していますが、このたび平成25年分を「鹿児島県の給与と労働時間」(年報)として取りまとめました。また、この年報には常用労働者1～4人の事業所を対象として平成25年7月末現在で行った特別調査の調査結果も併せて掲載いたしました。

この報告書が広く県民の皆様、関係機関の方々に御利用いただければ幸いです。

最後に、この調査の実施に当たり、毎月格別の御理解をいただきました調査事業所並びに調査関係者の方々に厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

平成27年2月

鹿児島県企画部長
古川 伸二